

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年7月22日
【会社名】	ビート・ホールディングス・リミテッド (Beat Holdings Limited)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 チン・シャン・ファイ
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンスド ライブ、クリケットスクウェア (Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 弦巻 充樹
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビル21階 King & Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-5218-6711
【事務連絡者氏名】	弁護士 弦巻 充樹、岸 知咲、須貝 周平
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビル21階 King & Wood Mallesons法律事務所・外国法共同事業
【電話番号】	03-5218-6711
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2025年7月18日、当社の取締役会において、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役及び役員である計4名に対して、有償ワラントとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

（１）銘柄

2025年9月9日発行 ビート・ホールディングス・リミテッド新株予約権

本新株予約権は公正価額にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではありませんが、2025年度定時株主総会にて株主の承認を得ることを条件として実施いたします。

（２）発行数

540,000個

（３）新株予約権の発行価格

本新株予約権1個あたりの払込金額は2.87円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した2025年7月18日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値1,518円/株、ボラティリティ138.10%、配当利回り0%、無リスク利子率0.873%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価格1,144円/株、満期までの期間3年間、株価条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額と同額である。

（４）発行価額の総額

1,549,800円

（５）新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が株式の無償交付、株主割当発行、または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、取締役会決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均株価である1,088円とする。行使価額を取締役会決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均株価とした理由は、当社株式の直近の株価が大きく変動しており、取締役会決議日の直前取引日の終値を基準にすると、一時的な高値に基づいた価格設定となる可能性があるため、短期的な価格の上下動に左右されず、より客観的かつ妥当な価額を設定することにより、価格の変動を均し、行使価額の公正性・合理性を担保するためである。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、株式の無償交付、株主割当発行、資本金の額の減少その他類似の事情が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

いかなる状況下においても、行使価額の調整によって行使価額が1株当たりの普通株式の額面金額を下回ることはないものとする。行使価額の調整の算定結果が1株当たりの普通株式の額面金額を下回る場合、行使価額は1株当たりの普通株式の金額に調整されるものとする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を行使することができる期間は、2025年9月9日から、2028年9月8日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が、5取引日連続して3,000円を超えた場合、本新株予約権を行使することができる。

買戻し請求権：割当対象者が権利行使期間中に当社及び当社の子会社の取締役又は役員のいずれかの地位も失った場合、又は当社取締役会が本新株予約権の買戻しが必要であると決議した場合、当社は本新株予約権保有者に対し、1営業日前までにその旨を通知するものとする。取締役会が定める買戻し期日において、当社は本新株予約権の保有者が保有する本新株予約権の全てを、各本新株予約権の当初発行価額で買い戻すものとする。

各年における行使可能な新株予約権の最大累計数：

1年目：各保有者が保有する本新株予約権の1/3を行使可能とする。

2年目：各保有者が保有する本新株予約権の2/3を行使可能とする。

3年目：各保有者が保有する本新株予約権の全てを行使可能とする。

本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

（９）新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が別会社と一体となり当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が東京証券取引所の上場廃止となり、かつ、別会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める合併、会社分割、株式交換又は株式移転の完了日の前までに、本新株予約権の全部を無償で取得することができ、本新株予約権者は本新株予約権の全部を当社に譲渡しなければならない。

以下に該当する場合、上記（７）に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。

本新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。

本新株予約権者に法令若しくは当社または当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。

本新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。

本新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。

（10）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

2025年7月15日、当社の取締役会は、2025年度定時株主総会において承認を得ることを条件に、当社の普通株式、優先株式及び劣後株式の発行済株式及び未発行株式を1株につき10株の比率をもって株式分割することを決議しました。株式分割が有効となった後、授權資本が増加し、1株あたりの額面が減少します。株式が新たに発行される場合には、発行価額（払込価額）にかかわらず、1株当たり0.1香港ドルが当社の払込資本（資本金）として組み込まれ、その他は資本剰余金に組み込まれるものとする。

(12) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、当社が別会社と一体となり当社が分割会社となる会社分割、または東京証券取引所の上場廃止となり、かつ、別会社の完全子会社となる株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（5）に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した後に、上記（6）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（12）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記（7）に定める行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（7）に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（11）に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得の事由及び条件

上記（9）に準じて決定する。

(13) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権の割当日

2025年9月9日

(15) 新株予約権の割当ての対象者(以下「勧誘の相手方」という。)及びその人数並びにその内訳

当社及び当社の子会社の取締役及び役員: 4名、計540,000個

- ・ チン・シャン・ファイ(取締役・CEO)、320,000個
- ・ 原野 直也(独立社外取締役)、100,000個
- ・ チャン・ツ・イン(独立社外取締役)、70,000個
- ・ 高山 雄太(子会社の取締役)、50,000個

(16) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合の当該子会社と提出会社との関係

ビート ホールディングス ジャパン株式会社: 当社の完全子会社

(17) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以 上